（電磁的記録媒体による手続）

第二十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一・二　［略］

三　第十八条第一項の報告書

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

様式第２（第18条関係）

年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第18条第１項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	
事務上の連絡先	名　　称	
	所　在　地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

［号を加える。］

（フレキシブルディスクの構造）

第二十三条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二三三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第二十四条　第二十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第二十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち復帰及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第二十五条　第二十二条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二一一又はX六二三三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

様式第２（第18条関係）

平成　　年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第18条第１項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	
事務上の連絡先	名　　称	
	所　在　地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）